

税制調査会（第25回総会）議事録

日 時：令和元年 9 月 4 日（水）13時59分～15時46分

場 所：財務省第 3 特別会議室（本庁舎 4 階）

○中里会長

それでは、第25回税制調査会、開会します。

まず、本日の議題について、御説明します。本日は海外調査報告ととりまとめに向けた議論、この二つを議題とします。

まず、先般行われました海外調査の結果を御報告いただきます。そして、その次に、いわゆる中期答申を取りまとめるための具体的な議論を始めたいと思います。

なお、本日もペーパーレス会議とさせていただいていますので、御理解と御協力をよろしくお願いします。

それでは、ここで、申し訳ありませんが、カメラの皆様、御退室をお願いします。

（報道関係者退室）

○中里会長

それでは、第一の議題海外調査報告に入りたいと思います。

主に企業年金・個人年金等に関する公平な税制のあり方の検討を進める観点から、私的年金等の制度設計や税制のあり方について調査を行うため、田近委員と土居委員がアメリカ・カナダに、それから、岡村委員と赤井特別委員がイギリス・フランス・ドイツに出張しています。

それでは、まず、田近委員から御報告をお願いします。

○田近委員

それでは、私から始めさせていただきます。

資料は総25-1、25-2、順番が少し違いますが、資料総25-2をご覧になっていただきたいのですが、私からアメリカ・カナダの企業年金、税制適格貯金等についてお話しします。

もう思い起こせばになってしまいましたが、4月28日から5月5日、カナダにまず入ってオタワに行きました。それから、ワシントンDCに降りて議論してきた。

御紹介のとおり、私と土居委員で行きました。土居委員が今日は都合があるということで私が話しています。

そして、財務省主税局から日向寺課長補佐、塩田係長、総務省自治税務局から沼澤理事官も一緒に来ていただきました。

アメリカの機関、読み上げませんが、アメリカ・カナダ、自分で言うのもおかしいですが、非常に精力的に回ったと思います。また、現地の日本の大使館の皆様などにも大変お世話になりました。

今、25-2の方が報告書の資料案ですが、25-1の方にその要約版を用意しました

ので、そちらを開いて話させていただきます。

この仕事ですが、我々の頭にあったのは、税制調査会でもやってきた働き方の多様化が進む中で、税制上や社会保険の扱い方が変わらないようにするにはどうしたらいいか。特に我々としては税制上ですが、税制上の取扱いに大きな違いが生じないようにどうしていったらいいか。その意味で、各国のケースで比較、参考になるものはないかということでした。

時間が限られていますので、この資料の17ページからいきたいと思います。

これは事務局が中心に作った全体を俯瞰する図なのですが、アメリカにおける私的年金のイメージということですが、大きな年金の中で私的だけを取り出すこともできないので、一言だけ申し上げると、アメリカの年金の全体像はどうなっているかというところ、これはPDFなので書き込めませんが、公的と私的なものがある。

その全体を合わせてアメリカで何回も聞いたのですが、Three legged chairというか、老後の生活は三本足で支えるのだということで、その一本目として公的年金、OASDI (Old-Age, Survivors and Disability Insurance) がある。それはかなり再分配的になって、生涯報酬に対して累進的かというと、所得が低い人は多く年金をもらう仕組みになっている。それに対して、今日、ここで切り出したのは私的な部分で、先ほど言った老後を支える三つの足の二つは企業年金、退職勘定となるわけです。

時間がないということで、どのようなことを我々が調べてきて結果的にお話ししたいかというと、ここの上の左に正規雇用労働者、いわゆる昔のサラリーマン、そして、一番右の専業主婦はここでは対象から除かせていただいて、いわゆる自営業者。その間に、ここに見ていただいたとおり、様々な雇用形態、働き方があるわけですね。それに対して調査の目的は、私的年金、企業年金、そして、税制適格貯金がどのように対応しているかということ調べてきたわけです。

アメリカの図なのですが、やや税制の言葉を使わせていただくと、まず、ここで退職勘定、個人年金とありますが、これが税制適格。内国歳入法で規定されたものだという事です。その次に、内国歳入庁で規定されて、退職勘定、いわゆるIRA (Individual Retirement Account)、企業年金、DBというのはもう御存じだと思いますが、確定給付、そして、DCは確定拠出。

企業にはDB、DC型があるのですが、アメリカの場合、ご覧になっていただくと、もう一つ、IRAがあり、これらはEET、拠出するときにTax Exempt。あと累積期間にExemptで、受給時に課税。そうすると、以上を前提に説明させていただくと、これから典型的なサラリーマンから典型的な自営業まで、さまざまな働き方のスペクトラムがある中で、老後の所得、私的に老後を支えるものとして個人年金勘定があります。

企業の方で働いている人には企業の確定拠出と確定給付の年金があります。ただ、それだけではなくて、自営業者の人にも自営業者自身がDBプランやDCプランを作っていく、もうそういう形でできているというわけです。申し上げたようにIRA、退職勘定、

DCのことをよく401 (k) と言いますが、イメージ的には401 (k) 、IRAともに内国歳入庁がその仕組みを決めて、内国歳入庁がその枠を管理しているという形です。

次に、カナダをご覧になっていただきたいのですが、何だ、大分似ているではないかと、そのとおりで、一番上に様々な働き方がある。ここに最初、一番上にTax Free Savings Account、これが実は先ほどのEET型ではなくて、課税された所得から口座にお金を入れて、その後、積立時、給付時非課税。いわゆる昔のマル優的なものですが、これが多少ある。

そして、あとの方は、先ほどのアメリカのIndividual Retirement Accountに対応するのがRegistered Retirement Saving Plan。Registeredというのは税制適格という意味です。企業年金のほうは、これもDB、DC、いろいろありますが、それらを含めて、ここではRegistered Pension Planというようになっています。

では、企業年金の個人部分は出っ張っていないではないか。それに対してプールされた年金プランも用意している。そして、両国、調査してきましたが、このRegisteredということからおわかりのとおり、これは基本的には税制で規定されて、その枠管理は歳入庁がやっているという仕組みになっています。

アメリカに戻っていただきたいのですが、アメリカの方でカナダにある非課税、TFSA (Tax Free Savings Account) が欠けているのではないか。そういうわけではなくて、これはニュアンスの問題なのですが、アメリカの方では、細かくなりますが、Rothというのは議員さんの名前ですが、Roth 401 (k) 、Roth IRAというのがあって、これがカナダのTEE型の適格貯蓄に似ている。

そういう形で非常に分かりやすくできていて、もう一つ言うと、基本的にこれは国民がみんな見ているわけですね。自分が老後をどうやって生活を支えるか。そうすると公的年金があります。それに対して私的にどう備えるのか。それは基本的には企業年金と個人貯蓄ですね。それはともにEET型で、そして、税法で規定されて歳入庁が枠を管理しています。そういうことで非常に分かりやすいというか。ただ、残念なことに企業年金的なものをどう広げていくかというのは課題としてあり、したがって、Multi-employer schemeとアメリカで言っていましたが、中小企業が連合みたいなものを作って入るといったものもあるということです。

それに対して、アメリカのRoth 401 (k) 、カナダのTax Free Savings Accountというのはあくまでも補完的で、老後の所得を支えるものは基本的にはEET型の貯蓄、年金なのだ。そういうことで、以上で包括的なこと、メッセージ的なことは終わって、個人的に言うと、日本もこれを倣う必要はないのかもしれませんが、やはりこういう形で、私がどの仕事に就こうと老後の私の所得はこうやって支えていくのだなど。そのときの枠は幾らで、それは誰がどうやって管理するのかなど。その辺、話しますが、そういう仕組みが望ましいというのは土居委員も同意してくれると思いますが、我々の調査結果だということです。

あとはもう時間をとるといけませんから3ページに戻っていただいて、アメリカの私的年金の仕組みとか、もう申し上げましたから、EET型の企業年金と、これはEET型のIndividual Retirement Accountが私的年金の柱。

あと枠ですが、重要なのは枠管理をどうするかということです。具体的な枠管理の仕方等は、この資料の最後の方に出ていますから、それは触れないとして、イメージ的なことを言うと、企業年金の方が限度額が大きいのです。これは企業もマッチングするということで、ざくっと言うと、401(k)で年1万9000ドル。そして、IRAが6,000ドルぐらいになっているということです。

給付時は原則的には70.5歳。70.5歳になると全額ではないですが、取り崩していってください、給付時は総合課税ですから一気に取り崩すと大変なので徐々にやりますというようなことを言っていました。

その次のページは、今、申し上げたとおりで、必要ならば戻りますが、先に行かせてください。

カナダの方も同じ図を描いているのではないかと思われるぐらいで、EET型のRPPというのはRegistered Pension Plan、登録のほうはRegistered Retirement Saving Plan。これが401(k)的なものとIRAとに相当する。そして、非課税枠なのですが、これは後で少し述べさせていただきますが、私的年金全体で、だから、企業年金だろうと適格貯蓄だろうと、その私的年金にかかわるもの全体で所得の18%が枠になっている、あるいは上限額がありますが、枠になっている。あと給付時は総合課税で一定の控除がある。それでも今、言ったとおりで、私的年金の概観で、これがどれほど大きなものかというのは言うをまたないと思います。

8ページ、私的年金の概観②というのも、もう今、申し上げたとおりですから割愛させていただきます、カナダの枠管理だけ言うと11ページ、事務局渾身の作品ですから一言述べさせていただきますと、こういう感じなのです。

私的な年金、つまり、それがDBであろうとDCであろうとRegistered Savingであろうと、所得の18%が枠になる。なぜ18%かというのを実は説明したいのですが、それは省かせていただくと、仮にここの2019年のRegistered Retirement Saving Planがどういう枠かという、この人の所得がカナダの10万ドルだったとすると、1万8000ドルが枠としてくれるわけです。

そのうち、②ですが、そこでRegistered Pension Plan、DCでこれだけ払うと、1万ドル払うと残りが8,000。8,000ドルの中で個人貯蓄、Registered Saving Planに拠出してください。下の方は、実は8,000ドルのうち、企業のDBがあると、DBの部分もある算式で枠計算されて、したがって、分かりやすく言うと、要するに所得の一定割合を非課税で認めてあげる。それは年金に拠出してもいいですよ、それから、貯蓄にしてもいいですよ。年金の方はDBでもDCでもいいですよ。しかし、これは公的年金ではなくて私的な部分で18%ですから、イメージ的にもそういう感じかなという、多くも

少なくともないような感じだと私は思いました。

ということで、あと13ページ、では、今、アメリカは更に何を議論しているのかということですが、その名もSECURE法案です。13の赤括弧の下ぐらいですが、引出しの開始をもう少し遅くしてあげましょう。それから、訪問先で聞いたのは、せっかく年金なのに有期年金にして終身年金が少ない、これをどうしたらいいのか。ただ、終身年金にすると企業の方が何か訴訟問題になるといけないので、そこを何か手当てしてあげましょう、ということ。

あと、申し上げたように、中小企業の人はどう入ってもらうかというところで、最初に私の調査に行かせていただいた感想を述べましたが、多様な働き方に対して、公的、私的を合わせて、国民に対して非常に分かりやすい仕組みになっているというのが最も印象的で、そして、税制適格の定義、それから、枠に関してはきっちり管理が必要だということです。

以上です。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、次に、岡村委員から御報告をお願いします。

○岡村委員

まず、資料総25-4をご覧くださいませ。

令和元年5月1日から11日まで海外調査をしてきました。

出張者は、赤井特別委員と私です。

随行者としては、財務省主税局から石黒補佐、林係長、総務省自治税務局から西村補佐にいろいろとお世話になりました。また、本日のレポートの取りまとめに当たっても、事務局の方々にいろいろとお世話になっています。ありがとうございます。

また、訪問先はそこに書かれているとおりで、これ以外にも現地大使館、OECD、その他様々な現地に滞在されている財務省、国税庁及び総務省の方々にお世話になりました。最初にお礼を申し上げたいと思います。

それでは、中身にまいります、総25-3というのをご覧ください。先ほど田近委員から説明がありました私的年金のイメージは、欧州については15ページ以下の参考資料のところにあります。

今、田近委員からお話があったように、アメリカやカナダというのは総合所得税の国なので、かなりきれいな説明というか、きれいな図が描けるのですが、これに対して、イギリス・フランス・ドイツというのは分類所得税の国であり、それぞれの所得収入によって課税のあり方が違うこともあって、きれいに並べた図を描くというのは少し無理があるところもあります。それでは、私の報告は専ら主要な資料の方、25-3の1ページから順番に行いたいと思います。

欧州班においても、働き方の多様化が進む中で、働き方の違いなどによって税制上

の取り扱いに大きな違いが生じないように各国でどのような工夫を行っているのかという点を調査の主な項目としました。また、フランスとドイツについては、資産課税についても簡単ですが調査をしました。イギリスは資産課税の制度が大きく異なることから、資産課税についてはフランスとドイツになりました。

冒頭、まず申し上げたいのは、今も申しましたが、北米とは異なり、これら三国は三者三様であるということです。例えばイギリスというのは経済というものを非常に重視する国ですし、フランスは政治的なもの、誰々の大統領だからこういう制度ができたというような説明が非常に多かったと思います。ドイツというのはどんな国かという点と難しいのですが、やはりイギリスが経済、フランスが政治とすると、ドイツは哲学の国だと言われているようですが、そのような税制ができていると思います。数字等を含めてヒアリングに基づいて記載したものが多いため、資料の多くに未定稿というところが残っていますが、どうか御容赦ください。

それでは、3 ページ目です。ここでは、昨年の税制調査会、第19回の総19-3の27、28ページのアップデートということで、私的年金税制等の概観を示しています。

最初にイギリスについてですが、拠出時においてDB型企业年金、DC型企业年金、個人年金、全てを含んだ共通の非課税拠出限度額というものが設けられています。これを共通型というように称させていただきます。また、年金ではありませんが、TEE型の投資、貯蓄を推進するものとして、個人貯蓄口座、ISAが存在します。投資、貯蓄推進を目的とするISAの他に、老後に向けて活用されるライフタイムISAという個人貯蓄口座というものが存在しています。

次に、フランスについてですが、働き方にかかわらず非課税拠出の上限に大きな差が生じないように、個人年金貯蓄制度（PERP）という制度の拠出枠から各年金等の拠出分を控除する調整が行われています。これを調整型というように呼ぶことにさせていただきます。

最後、ドイツについてですが、それぞれの制度で上限額があるものの、イギリスやフランスとは異なり、私的年金同士では拠出時の枠を共通にしたり、調整したりといったことは行われていません。

4 ページです。それでは、イギリスから順に追って説明します。一つ目の青い枠、概観について説明します。

イギリスにおいては、企業年金について自動加入制度が導入されています。これは2012年に導入されたものであり、一定の被用者については事業主が選んだ年金に自動的に加入し、拠出金が源泉徴収されるという制度です。もっとも、被用者にはオプト・アウトするという権利があります。この自動加入の仕組みによって、現在は約8割が年金に加入しているという報告を受けています。

一方、自営業者等については、このような自動加入制度はありません。そうした中、企業年金の自動加入制度の成功体験をもとに、自営業者についても自動的に拠出金を

徴収する制度等の検討を行っているというお話も聞きました。

また、別のヒアリング先では、自分がどのような年金に加入しているかを把握・管理することができる年金ダッシュボードというプラットフォームを開発しているという話も聞きました。

さらに、個人が私的年金等に関して相談できる窓口というのが設けられています。我々が訪問しましたマネー相談所というのはそのような団体で、非営利団体の一つです。そこでは実際の電話相談の様子などを聞きました。この他、老後を支える制度として、冒頭、少し申し上げました低所得者・若年層を念頭に、引出し制限付きのTEE型のライフタイムISAというものを2017年から導入しているということでした。

それから、平均勤続年数が短いなどの雇用環境を背景に、高額な退職一時金はイギリスでは存在しないということでした。

二つ目の青い枠、拋出の枠組みに移りたいと思います。

イギリスでは、働き方にかかわらず等しく適用される非課税拋出枠を2006年に導入しました。これは複雑な年金制度を簡素化する観点から見直し、勤務先や所得水準によらず公平な制度となるように共通枠を設けたというものです。また、拋出限度額の未使用枠が3年間繰り越せるということになっています。ただし、年間所得が一定以上のものは所得に応じて拋出限度額が逡減するという仕組みになっている他、生涯累積拋出限度額があるという特徴もあります。

次に、三つ目の青い枠、給付時の考え方について御説明します。

給付時は原則課税ということになりますが、累進課税の緩和を目的に、一定限度額まで非課税で一時金として引き出すことを可能とした制度になっています。また、中途引出しは原則不可能、引き出した場合には55%のペナルティーという説明を受けましたが、そういう課税があるということです。

5 ページ目につきましては、今、申し上げた各年金の概要ですので割愛します。

6 ページ目、フランスです。

1つ目の青い枠、概観についてですが、フランスでは年金制度が複雑であるため、制度全般の改革が進行中であり、私的年金についても法改正などを実施しているところですので、つまり、現在、改正が進行中であるということです。例えば企業年金と個人年金とのポータビリティを可能にするなどの法改正を行っていくという説明を受けました。また、フランスにおいては、一時金として引き出すことができ、引き出す際に一定の税制優遇措置がある中期保有の貯蓄商品(Assurance Vie)というものがあり、こちらがフランス人によく好まれているということでした。それゆえに、私的年金の活用が少なく、現在は私的年金加入を促す施策を検討中ということでした。

フランス人は引退後、まだ元気なうちにバカンスに行きたいと思っている人が多くて、そのためにまとまったお金を引き出したいと考えるため、一時払いが可能な商品を選んでいくという説明も受けました。

また、雇用環境の違いを背景に、高額な退職一時金は一部の役員等を除き、ほとんど存在しないということでした。

二つ目の青い枠、拠出の枠組みに移ります。

具体的な拠出限度額や計算方法については、次のページのスライド、それから、参考資料の19ページ目に掲載していますので、そちらをご覧くださいと思いますが、例えばフランスでは、被用者についてはDC型企業年金や事業主が被用者の拠出に応じて拠出する集団企業貯蓄年金（PERCO）などに加入することが可能となっています。対して自営業者ですが、こちらには自営業者用の個人年金（マデラン年金）というものが存在します。

それぞれの年金には、拠出時に所得控除できる上限枠というものが各々定まっています。個人年金貯蓄制度（PERP）においては、その所得控除可能な上限額から他の年金に拠出した分を控除するというようになっており、これを先ほど申したように調整型というように称していますが、個人年金貯蓄制度（PERP）の拠出時に受けられる税制優遇の限りにおいては、一応働き方に公平な制度ということが言えると思います。

フランスにはDB型の企業年金がありますが、こちらはヒアリングしたところ、一部の経営者を対象とした特殊なものであり、通常の被用者や管理職等に対しては開設されていないということでした。フランスのDB型企業年金は、事業主が拠出するものであり、被用者は拠出を予定しておらず、また、拠出時点では事業主の損金算入できる額に上限額がありません。これに対して、例えば集団企業貯蓄制度（PERCO）の事業主拠出部分は、拠出時に損金算入できる額に条件が存在しており、また、先ほど述べましたように個人年金貯蓄制度（PERP）の拠出枠の調整対象ということになります。個人年金貯蓄制度（PERP）の非課税拠出の未使用枠は3年間繰越しが可能です。

三つ目の青い枠、給付時の考え方について説明します。

給付時においては原則課税ということになっていますが、フランスでは様々な概算控除が認められている例が多く、年金に関しても給付額の10%控除、これは給与所得と同じですが、こういうものが認められています。また、一時金としての引出しについては、集団企業貯蓄制度（PERCO）と個人年金貯蓄制度（PERP）においては認められています。DC型企業年金とマデラン年金においては認められておりません。

7ページは制度の詳細をまとめたものとなっていますので、先ほどのイギリスと同様、割愛します。

8ページ、ドイツです。

一つ目の青い枠、概観について説明します。

働き方に中立な制度について、現地で議論した際には、マイスター制度、いわゆる職業能力認定制度などがあり、職業を変更するということがあまり見られないということでした。しかし、他方で、働き方が今後も多様化する中で、私的年金のあり方について考えていかなければならないという問題意識を当局は持っているということ

した。

また、ドイツでは、個人年金には2種類のものがあります。一つ目は、企業の従業員等が主に加入するリースター年金です。二つ目に、主に公的年金の強制加入対象となっていない自営業者等のために創設されたリュールリップ年金というものがあります。さらに、退職一時金については、ドイツでは解雇金として一時にまとまった額をもらうということがあるようですが、中低所得層を念頭に、一時的な所得の増加に対して累進課税を緩める特別措置があるということでした。なお、ヒアリングによれば、ドイツにおいてはTEE型の制度はないということでした。

次に、二つ目の青い枠、拠出時の枠組みに移ります。

繰り返しになりますが、ドイツでは各年金、それぞれに拠出時の非課税限度額がありますが、各制度間での調整ということは存在しません。リースター年金は少額2,100ユーロの所得控除もしくは補助金のどちらか有利な方が適用されるということになっています。しかし、これらの規定はあくまでも公的年金対象者のみに適用されます。

リュールリップ年金の拠出時に所得控除については、拠出額の88%が非課税ということになっていて、この非課税の額は毎年2%ずつ引き上げられ、2025年になると100%控除になるという予定だそうです。ドイツでは、公的年金の強制加入対象者に自営業者等までは含めないという方針のもとに、自営業者等にも等しい税制上の恩恵が受けられるものとして個人年金（リュールリップ年金）を設計した結果、公的年金と同じ非課税限度額を採用しています。

三つ目の青い枠、給付時の考え方について御説明します。

給付時においては、原則課税となっています。また、先ほど申したとおり、リュールリップ年金は段階的に所得控除を拠出額の100%分認める、拠出時に100%控除ということに今後なっていくしますので、これに対応して、給付時においても2040年になると100%課税になるということです。

一時金については企業年金及びリースター年金は可能な場合もありますが、いずれにせよ、通常課税ということになっています。また、リュールリップ年金は一時金として引き出すことは認められていません。

9ページはドイツ制度の詳細であるため、他国と同様、割愛します。

次に、フランス・ドイツの資産課税についても簡単ではありますが調べてきましたので、10ページ以降で説明をします。

まず11ページをご覧ください。資産課税についてですが、遺産取得課税方式を採用し、一定の累積期間内の贈与の額と相続財産の額の両者に対して、同一の税率表に基づいて、相続税・贈与税あるいは相続贈与税を一体的に課税するということになっています。こうすることで、一定の累積期間内では原則的に税負担は資産移転の時期によらず中立的ということですが、フランスについては、累積期間は15年、ドイツについては10年という違いがあります。

フランスについてはスライドにありますように過去に変遷がございまして、一定累積期間を短縮した後、再度、長期化をしています。ドイツについては、過去、累積期間は変更されておらず、累積期間の制度変更についても目立った議論がされたことはないということでした。

スライド12ページは、今、申し上げたことを図示したものです。

13ページは御参考に、フランスとドイツの相続税、贈与税についての税額の実額及び税込に占める割合のデータを載せています。

14ページ以降は参考資料です。

以上で説明を終わりますが、最後に、私から出張を通じての所感を簡単に申し上げたいと思います。

今回、調査する中で強く感じたことは、最初にも少し申しましたが、税制について考える前提としての年金制度自体の仕組みや歴史について、深く理解することが不可欠であるということです。例えば欧州については労使協定等でまず私的年金制度というものが決まって、それに税制が対応してきたということがありまして、これはアメリカやカナダとは対照的であると思います。

また、縷々説明申し上げたとおり、欧州については所得、何が所得かという所得概念の考え方も含め、税制のあり方が三国三様であるということを確認しました。我が国における今後の議論においても、公平な税制とはどのようなものか、丁寧な検討が必要だということをお願いしたいと思います。

以上、私からの報告とさせていただきますが、出張と一緒に参りました赤井特別委員からも御補足をお願いしたいと思っています。どうかよろしくお願いします。

○赤井特別委員

ありがとうございます。私も一緒に行かせていただいて、いろいろな議論をさせていただいたので、少し感じたこととか、ポイントだけ述べたいと思います。

今回の出張の目的は、働き方の違いによって税制に大きな違いが生じない、そういう制度を作りたい、作る方向ということで、海外でそれがどのようなになっているのかということ調べてきたわけですが、3ページを出していただきますと、そこにイギリス・フランス・ドイツが日本と比較して並べてあるわけですが、三国三様ということで見ただけだと分かりますように、イギリスでは共通型という形で、どのような働き方、どのような制度でも中立であるというような形になっています。

共通に見るとということですが、フランスの方では調整型ということで、別の制度で用いた部分は取り除いて残りのところに持っていくというような形で調整を行うという形ですが、働き方に中立な制度がとられている。

ドイツは、そのような部分がないわけですが、例えばリースター年金とリューリップ年金という設立の経緯のところでは、リューリップ年金というのはフリーランスの方にも中立的な制度が必要だということの経緯からできているということもあり

ますし、議論した際にも、その中立性ということ念頭に今後も制度設計を考えていきたいとおっしゃっていたので、三国とも働き方の違いによって税制に差が生じないような方向性で制度設計が進んでいるのではないかということ強く感じました。その点を伝えたい。

もう一つは、この表にもあるわけですが、拠出時には所得控除を取り入れているということですが、その下の給付というところでは全て課税という形になっていまして、その働き方の違いによって税制には差が生じない、中立性ということは追い求めるわけですが、しっかり課税をするという点では、給付のところでは課税をされているということなので、その働き方に中立という点と課税のレベルをどのようにするのかというところは、また違う論点として捉えるべきものなのかなということも感じました。以上です。

○中里会長

岡村委員、赤井特別委員、ありがとうございました。

6月の総会で申し上げたように、今回の調査内容は税制だけでなく年金制度など多くの専門分野に跨るものでしたので、まず6月、専門家会合で御報告いただきました。その際の御指摘などを踏まえて、今回、出張報告をその後、取りまとめていただきましたが、専門家会合の座長でいらっしゃる神野会長代理から一言いただければと思います。いかがでしょうか。

○神野会長代理

出張委員の皆様方には、大変貴重な内容をまとめていただいて御発表を頂戴したことを深く感謝を申し上げる次第です。

今、お話がありましたように、6月の専門家会合でも精査をしていただいています。私から付け加えることは特段ないのですが、一言だけ申し上げておきますと、田近委員が冒頭で御指摘なさったこと、私的年金の税制を考える上で公的年金を視野に入れて、年金制度の全体像、全体の構造を考慮しながら考えていくということが重要なのではないかというように思っています。

例えばイギリスですが、御存じのとおり、年金、公的年金にはベバリッジ型とビスマルク型、二つ大きくあって、イギリスは当然ですが、ベバリッジ報告の母国ですから、当然、ベバリッジ型ですから、年金の給付額は定額なわけです。拠出の方は所得比例で行きますので、高額所得者は所得比例で高額の拠出をしたとしても定額でしかもらえない。

所得再分配機能は非常に高いのですが、言い方が不適當かもしれませんが、高額所得者にとって公的年金制度は、いわばお付き合いという感じになるわけです。そうすると、高額所得者に対してはそれなりの税額の非課税拠出枠等々を設けて、そちらはそちらで老後の備えをしていただくようなことを考えざるを得ないということもありますので、拠出額、拠出枠等々を単に量的に比較して議論するというだけではな

く、年金制度の構造全体を見定めながら私的年金税制について考えていくということが重要なのではないかと思いますので、一言付け加えさせていただきました。

○中里会長

神野会長代理、ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から、この二つの御報告について御意見、御質問がもしあればお願いしたいと思いますので、いかがでしょうか。

大竹特別委員、どうぞ。

○大竹特別委員

どうも報告ありがとうございます。

三点お聞きしたいのですが、一つは、雇用形態に中立的な税制に対して大事なのが非課税枠管理の仕方であると田近委員からもありました。その観点から見ると、この報告された国は、イギリス・カナダというのはかなり共通化されていて、フランス・アメリカはその次で、ドイツはかなり遅れているという感じなのですが、どうしてこういう差が出てきているのかというのは、例えばもともとの制度が違うのかという歴史的な背景があるのか、それとも、歴史的には似ているが改革のスピードが違ったのかということが、もし分かれば教えていただきたいと思います。

二つ目は、各国それぞれ違った形で進んできていると思うのですが、日本がこういう共通枠を入れていくとすると、どのタイプが一番近いのか、入れやすいのかということについて何かお考えがあれば教えていただきたいです。日本の場合、もう一つ、退職金税制がありますから、それもどう絡めていくのかなということも思いました。

三つ目は、赤井特別委員がおっしゃったこととかかわるのですが、どの国も基本的にはEETになっている。TEEというのもありましたが、日本は事実上、EEEになっていますから、最初からどの国もEETで始まったのか、どこかの時点でEEEタイプからEETに行ったのかということも、教えていただければと思います。

○中里会長

では、田近委員、お願いします。

○田近委員

税制史の専門家ではないので、大竹特別委員の最初の御質問は、非課税枠管理が各国それぞれではないか。その由来がもし分かればお話してくださいと。あと、枠管理をどうするかですが、最初の方の答えは、今、質問いただいて、今まで見てきた制度との関係でお持ちした程度なので、誤りというか不十分かもしれませんが、アメリカの場合、非常に興味深かったのは、どちら、アメリカ、カナダへ行っても、年金は要するにThree legged chair、三脚の椅子と言ってみたり、Three pillar system、三本の柱のシステムと言ったり。ただ、今、大竹特別委員の質問に対しては、その三本が多少違って、アメリカの場合は先ほどの公的年金、OASDIが一本目、私的なDBにせよ、DCにせよ、企業年金が二つ目、三番目が税制適格の退職勘定、それが三本になってい

る。

そして、カナダの場合は、同じThree pillarでも、二つが公的なものに関わっている。最初がOAS (Old Age Security)、さらに、その中には最低年金を保障したGuaranteed Income Supplementしかも、これは税でファイナンスされている。そして、年金の二つの柱がCanada Pension Plan、ケベックもあるみたいですが、Canada Pension Planというのは、いわゆる我々の知っているDB型の公的年金。三番目がRegistered Pension Planで、ここに企業年金も私的な企業年金も貯蓄も入っている。

そういうことを考えると、カナダの方が何で枠ができたかということはありませんが、三つの柱の中で私的な年金はくくってしまう。そこで枠をどう作るかという話になってきたのかな。もう少し時間をいただくと枠をどうできたかというのもお話しできるのですが、したがって、私的な年金がDBであろうとDCであろうと企業年金のDB、DCであろうと、あるいは税制適格貯金であろうと、みんな一括だと。アメリカの場合は、素人的に考えても、あの膨大なアメリカの企業年金を抱えてきたわけだから、そちらに対する枠というのは比較的十分与えてきたのかなということです。

では、日本でどう考えたらいいのかなということですが、やはり私の感想は、これはきちんと設計するとき全体像を示すのは言うまでもないのですが、これが税制適格だということをはっきり示さなければいけない。つまり、EETですから。それから、枠管理を誰がやるのか、どういう仕組みでこれはきちんと枠管理されるかというのをマイナンバーも含めてやる。そこまで踏まえると、日本的に言えば、だから、ある意味で新参者なわけですね。そうすると、共通枠が分かりやすいのかな。

最後ですが、だから、Three legged、三脚の足なのか、三つの柱というのですが、私を感じたのは、三層ではないということです。日本はレイヤーなのです。一階部分、基礎年金部分があって、その上に上がっていく。だから、そのレイヤーとして年金を捉えるのか、三つの足にせよ、三つの柱にせよ、三つで支えると捉えるのか。

これは、私は非常に印象的で、やはり老後の生活をそれぞれの日本人が考えていくのに、公的年金だけではなくて、きちんと自分で三本の脚で考えていきましょう。それに対して、政府がしっかりサポートすべきはしますよ。しかし、枠管理はしますよ。だから、そういう分かりやすいメッセージを出すことかな。

最後のところはすみません、大竹特別委員の質問はそんなことで、私としては個人的な意見ですが、できるだけ分かりやすい仕組みで私的な年金部分と貯蓄の部分は、可能性としてはまとめ得ることもできるのかなという感想です。

○中里会長

岡村委員、お願いします。

○岡村委員

正面から三つの質問にお答えするのはすごく難しく、特に歴史的な経緯については未調査な部分がありますので、そこは御容赦いただきたいのですが、御質問

について法律家的な考え方になるかもしれないのですが、例えばEEEと言ったときに何をもってEEEと言うかというところは、なかなか難しいところがあると思います。例えば最後、退職金について触れられたと思うのですが、雇い主が退職給与を引き当てるということをしたときに、それが果たして雇われている人にとって所得であるのかどうか、それをわざわざ非課税にしてEEEにした、ということになるのかどうかは疑問です。

つまり、所得というのは私法上の権利が確定したものを所得と言うのであり、自分がそれを使って消費することができるという状態にならないと、それは所得だと言わないのではないかと。そうだとすると、全く途中引出しができないような積み立てとか、そういったものは、もちろんそれをEEEと言うかどうか、あるいはそういうように考えるかどうかというのは思考の問題ですが、そのところをEEEとして、枠に入れてカウントするかどうかは一つの問題です。

それから、真ん中のところの運用段階、これも一応、EEEと言っていますが、これはあくまでも本人に対して課税がないというだけの話で、そこで運用されているものについて、さまざまな税負担の可能性はあると思います。

そういうことで、共通枠というものに行くのが進化であって、そこに到達すべきであり、そのスピードがどうかという見方というのは、それは一つの正しい認識だとは思いますが、ただ、共通枠でどこまでが共通なのか、何ををもってEEEなのか、何ををもって所得であると考えられるのかというところは、やはり丁寧な議論が必要であり、今回の欧州調査で各国、分類所得税ですから、所得の考え方がかなり違うので、そういったところについていろいろと考えさせられたというのが、今回の調査で得られたものではないかというように、私個人としては思っております。

すみません、これでお答えになっているでしょうか。

○赤井特別委員

私も言及した三番目の点でEETのところですが、各国で議論をしても、EEEみたいな全て課税しないというのはもうあまり考えていないということで、所得である限り、消費も得られるわけですから、そういう意味ではどこかのタイミングで課税するというところで、いろいろな歴史的経緯もあると思いますが、結果としては、そのタイミング、どこかで課税するのかということであれば、初めの段階でEなのであれば、最後の段階でTという形で、もちろん、岡村委員がおっしゃったようにTが大文字なのか、スモールなのか、つまり、課税の大小の問題はあると思いますが、ライフタイムで考えれば課税するというようなものが通常だというような議論、意見交換をした記憶があります。

以上です。

○中里会長

簡単に答えられないようなこともありますので、それはまた委員同士でとか事務局

を通じてということをお願いします。

神津特別委員、お願いします。

○神津（信）特別委員

二点、質問したいと思います。

今回、海外調査に行っていた先生と随行者の皆様、大変有意義なレポートをありがとうございました。

公的年金のことに限ってお伺いしたいと思いますが、日本は今、公的年金制度を維持すべく受給年齢を引き上げています。60歳から65歳まで段階的に引き上げられ、将来的には70歳、さらに75歳に引き上げるというようなことまで考えられます。さらに受給年齢を引き上げると同時に、給与所得等の額が一定額以上あれば公的年金の基礎的年金以外の支給が一部または全部停止される在職老齢基礎年金という仕組みがあり、これについても見直しが検討されているようです。

それについてお伺いしたいと思いますが、アメリカ・カナダ、それから、ヨーロッパ各国等における公的年金等の受給開始年齢について、もし分かれば教えていただきたいということと、年金受給する際に給与所得等があることにより、受給が制限されるといった制度があるのかどうかということも分かったら教えていただきたいと思います。

○中里会長

それでは、田近委員から。

○田近委員

公的年金の部分は、知る限り、アメリカでも実は資料はありまして、私の総25-1の23ページだったと思いますが、アメリカの公的年金の概要というところの○の二番目ぐらいです。受給資格は10年、そして、66歳が満額受給になりますが、それを67まで引き上げていくというようになっています。カナダは65。

それから、在職老齢年金の話まで今日やってしまうとあれですが、イメージ的に言うと私の理解はこうなのですが、カナダの場合もクローバックというのですが、Old Age Securityでしたか、税金でファイナンスされる部分のところの所得が増えるとクローバックといって削られていく。ある所得からなるとOld Age Security、税ファイナンス部分がなくなるという仕組みになっています。

アメリカの方は、そういう仕組みがないので、先ほど申し上げたようにこれはアメリカのOASDIの特色で、要するにイメージ的に生涯所得が低い人に対しては累進的にとか相対的に多く年金がもらえるという形になっています。日本で言う在職老齢年金的なものがあるのかないのか、すごいい質問で私も知りたいのですが、そういう意味で、クローバックは若干近いのかな。でも、それも税ファイナンスされた年金ですから、私が保険料を払ったのに取られてしまうよという感じにはならないのではないかなと思います。また足りない部分は後で補足させていただきます。

○岡村委員

イギリス・フランス・ドイツにつきましては、資料の25-3の24ページのところになります。イギリスについては二つ目の○で、支給開始年齢66歳、最低加入期間が10年、フランスでは支給開始年齢が原則62歳で最低加入期間はなし、ドイツでは支給開始年齢が65歳7カ月、最低加入期間が5年というところまでは分かっています。

○中里会長

ほかにどうでしょうか。

これは事実関係の話ですから、その他、御質問がありましたら、事務局の方に、委員の皆様からお寄せいただいてということで対応させていただきたいと思えます。

もう一つ議題がございますので、では、これはこの辺でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

今般の調査を通じて、諸外国では、企業年金や個人年金について、働き方の違いによって税制上の取扱いに大きな違いが生じないように配慮する仕組みが整備されているといった事例を学ぶことができまして、非常に有意義であったのではないかと考えています。

出張にいらしゃった委員の皆様、そして、神野会長代理を初め専門家会合の皆様、本当にありがとうございました。

今後は、こうした諸外国の例も参考にしつつ、働き方の違いによって有利・不利の生じない公平な税制の構築について、引き続き検討していく必要があると思えます。

海外調査報告の議題は以上とします。

続きまして取りまとめに向けた議論の二つ目の議題に入りたいと思えます。

2013年に安倍総理大臣の諮問を受け、それ以来、6年間にわたり、委員の皆様と様々な議論を行い、様々な成果をその都度、取りまとめてまいりました。前回の総会で皆様から御了承いただいたとおり、これまでの議論も踏まえ、今月中に、いわゆる中期答申を取りまとめることとしたいと考えています。

総理からいただいた諮問においては、「税制についてはグローバル化・少子高齢化の進展等の経済社会構造の変化に対応して、各税目が果たすべき役割を見据えながら、そのあり方を検討することが求められている」とあります。

答申を取りまとめるに当たりましては、経済社会の様々な構造変化に対し、税制がどのように対応すべきと考えるかというメッセージを盛り込むことにしてはどうかと考えている次第でございます。

なお、議論を円滑に進めていくため、私の方から事務局にお願いして、これまでの審議や報告書等における主な論点を資料にまとめていただきました。資料は皆様のパソコンに資料の総25-5と総25-6として収納されていますので、御参考としてお使いいただければと思えます。

それでは、この点に関して、早速ですが、議論に移りたいと思えます。

時間が限られている中で、なるべく多くの皆様から御意見をいただきたいと思いますので、これは熱してくると必ずしもそういえないかもしれませんが、御発言はできるだけ要点をまとめて短めにするのか、要領よくお願いできればと思います。

なお、本日御欠席の石井特別委員、神津里季生特別委員、土居委員、森特別委員の皆様から意見書が提出されていますので、その旨、お伝えしておきます。

それでは、皆様の御意見等を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

佐藤委員からどうぞ。

○佐藤委員

ありがとうございます。

では、要点だけ。

○中里会長

すみません、少し待っていただけませんか。高田委員、途中で退室なのですね。先にどうぞ。

すみません、佐藤委員。

○高田委員

まだ大丈夫ですよ。

○中里会長

そうですか。

○佐藤委員

では、早めに済みません。

私の方から三点ほどになりますが、まず第一に、税制のあり方というところで、恐らく大きなポイントは今、総理からの諮問にありますとおり、グローバル化、高齢化という新しい経済環境の中において、これからの税制はどうあるべきなのかということについて、既に我々としては、法人税の見直しとか配偶者控除を含めて所得控除の見直しとか、そういったことには取り組んでできていますが、まだ残された課題は多いということです。

大きな話として、恐らく今回は個別の税目について、これはどうしましょう、あれはどうしましょうという話にはならないと思うのですが、やはり我々、そろそろ税収構成、いわゆるタックスミックスの見直しをする時期が来ているということで、これは世界的にそういう傾向にありますので、平たく言えば所得課税から消費課税へのシフトというのが起きていて、分かりやすい例はもちろん、法人税とか社会保険料に代えて付加価値税を上げるという欧州諸国の流れではあるのですが、もう一つ、ここに来て出てきているのは消費課税というのに加えて消費地課税です。

これはむしろ、国際課税の枠の中で例えばユーザーパーティシペーションとかマーケティングインタンジブルとか、いわゆる多国籍企業の利益の帰属をどうするかという議論があると思うのですが、そこでもやはりいわゆる消費地という概念が出てきて

いるということになりますので、ある意味、この消費地あるいは消費課税というのは一つの大きなキーワードになってくるのか。そういったことも含めて、税収構成のあり方というのは今後、課題になってくるのだろうということは指摘していいのかなと思います。

あと所得課税、所得税については、確かに様々な議論をしてきてはいるのですが、まだまだ残された課題が多く、やはり昨今の格差に対する様々な政治的な議論もありますので、税制の立場から、どうやって格差是正に対して取り組んでいくのかという姿勢を少なくとも明示した方がいいと思います。やはり所得控除の見直し、私は個人的には税額控除にすればいいと思いますが、そこは意見が分かれるのは分かっていますが、あとはやはり働き方の多様性。

先ほども資産形成においても働き方にかかわらない資産形成の促進ということがあったと思いますが、やはり同じようなことが例えばこれからフリーランスとか、そういった人たちに対する所得課税のあり方は考えなければいけない。今だと給与所得と事業所得では全く違う税制上の扱いがありますので、さて、フリーランスの収入は、本当は給与所得ではないのかと考えると、そのあたりの所得区分のあり方というのも一つ議論になるのかな。これは残された課題ですね。

あと余りここで今回議論されていないのですが、これから重要になるだろうと思うのは、これは土居委員からも多分指摘が出ていたと思うのですが、自動車課税といわゆる炭素税というので最近話題になりましたが、環境税の問題でありまして、やはり自動車税については与党税制大綱にも出ていますが、保有から利用へという大きな一つのシフトが起きているわけですので、この保有から利用へという現状が変わったことに対して、我々は自動車課税、車体課税をどう見直すかということはあると思います。

平たく言うと、車体課税などと格好いいことを言いますが、あれは要するにエンジンの大きさにこれまでかけてきたわけですし、外形標準的な資産課税だったわけですが、もう少し実態に即しませんか。ただ、走行税というのがいいとは思いませんが、やはり利用の実態に即する形での課税のあり方というのが一つ考えられるだろうというように思いますし、あとEVのことも考えると、例えば重さにかけるというのも本当は必要かな。何が言いたいかというと、課税標準のあり方をやはり抜本的に見直す。これはやはり世界的にもそういう傾向がありますし、これからの新しい時代、まさにシェアリングエコノミーとかが普及していく時代の中においては見直さなければいけないことかなと思います。

あと環境税についてはまだ議論する機会があるかもしれませんが、今、カーボンプライシングの話もありますので、やはり今、地球温暖化対策税という形で我々は取り組んでいますが、この環境税については、もっと深掘りをする余地はあるのかなという気はしましたということで、すみません、以上です。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、高田委員、お願いします。

○高田委員

どうもありがとうございます。

今回、御諮問いただいた中で、議論で申し上げる持続的成長と財政の健全化という二つの大きな柱があったかと思えます。そういう観点から言いますと、まず財政の健全化ということと言いますと、やはり少子高齢化の中で社会保障と財政を持続可能にするためには、やはり消費税の重要性というのが非常に高まっているのではないかなというように思います。

ですから、タックスミックスの観点からも、また、国際的な競争条件からも、なかなか法人税ですとか所得税を上げていくというのは簡単ではない。そうした状況の中で、財政の持続性を考える上では、この消費税の重要性というものがやはり高まってくるというのは十分あるのではないかと思います。

ただ、逆進性がどうしてもありますので、給付付き税額控除でありますとか、そうした点への配慮も必要になります。また導入に当たりましては、場合によっては、今回2%ということではありますが、もう少し小さい例えば1%以下の引上げを順々にやっていくとか、そういう対応みたいなものも今後の検討点です。また、10%がゴールではないということを考えていくと考える必要も、今後の状況ではないかと思えますし、また、そういう中でのインボイスのあり方ということも重要になってくると思えます。

次の持続的成長という観点から申し上げますと、やはり大きな社会構造の変化をどう考えるかということで、私は二つ、二次元の大きな変化が起きているというように思っています。一つは一言で言えば高齢化ということになるのですが、いわゆる人生60年モデルと言われた戦後の状況の中で、人生がほぼ現役世代で完結してしまう。老後が余りないような状況の中で、そもそも確立された状況の中で言えば、その支払いをした税の負担のところも個人とか企業ということで法人税、所得税ということが中心だったのだらうと思うのですが、老後が長いモデルへ転換していくということを考えていくと、やはり個人の資産形成を助ける税制ということと、それから、世代間の資産移転をどう進めていくか、若い世代にどう進めていくかという二つの論点が重要になってくるのではないかと思います。

そういう意味で言いますと、場合によっては生前贈与の動向であるとか、また、今日も先生方からいろいろ海外の事例等も見ていただいたわけですが、資産形成を助けるための税制みたいなもの、これをどう考えていくのかということだと思えますし、一方で、いわゆる行政の視点ではなくて利用者の視点というのでしょうか、税、年金、社会保障、こういったものを一体としてどう捉えていくか、個人の利用者の立場とし

てというところが重要になってくると思います。

もう一つの次元なのでありますが、やはり我々もこの税制調査会の中でもいろいろ議論したのは、多様性の広がりというのが非常に増えてきたということだと思います。従来、いわゆる画一的な家族モデルというのでしょうか、標準世帯的な概念というものがどんどん変わってくるということでもありますし、また一方で、先ほどから議論があるように、働き方の多様性というものも随分出てきたということだと思います。

そういう意味では、働き方、家族の変化、特に単身者というものが非常に増えてきている中で、このシングル、女性といった従来の家族単位というところの中で考えてきたものとの差が出てきているわけですから、そうしたものをどのように捉えていくかというのがやはり重要で、そういう状況の中で、また埋もれたところに格差という問題が出てきているということだと思いますので、この辺にかなり目配りをしていくというのでしょうか、なかなか一つの枠では済まないような状況になってきています。

この画一性が崩れたという中で言えば、特に教育の問題がやはり私は重要ではないかと思っていてまして、特に最近、40代の非正規の方々がということでもあります、いわゆるリカレント教育、いつ学んでもいいような対応を制度的にも対応できるようなことというのが経済の持続的な発展のためには今後重要でだと思いますので、そういう視点を幅広く取り入れた目配りをした議論が、また、そういうメッセージに対応していくことが重要ではないかと感じる次第です。

以上です。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、諸富特別委員、どうぞ。

○諸富特別委員

ありがとうございます。

これは既に佐藤委員も言及されたわけですが、土居委員から意見書が出ていて、地球環境と自動車について意見が出ているかと思えます。この点、私も大変関心を持っている問題ですので、ぜひ中長期的な課題として、今後、更に議論を進めていくべきである。

これまで必ずしも税制調査会では、これらの二つの点について余り詳しく議論をしてこなかったわけですが、やはりパリ協定後、カーボンプライシングという名称で、カーボンプライシングの中に重要な要素として炭素税というものが含まれているわけですし、2012年以降、一貫して炭素税を採用している国がグローバルにも広がってきていますし、日本としてもパリ協定後の世界において、どういうように削減を進めていくかという日本としての役割は非常に重要になってきている中で、経済社会を徐々に持続可能な形に切り替えていく、その駆動力として炭素税というものを本格的に検討していくべきではないかと考えています。

そういう意味では、既にエネルギー関係諸税や温暖化対策税、入っていますが、これらをどうのように活用していくのか、あるいはまた全く新しい炭素税というものを入れるべきなのかといった選択肢も含めて、中長期的な観点から更なる検討をしていくべきではないかと考えます。

もう一つの車体課税に関しましても幾つか論点があるわけですが、一つは、やはり自動車の世界で起きてきている非常に大きな変化は、電気自動車が今後、非常に普及していく可能性が出てきていることとして、例えばそういう意味では自動車税などは排気量を課税ベースに置いていまして、その電気自動車に置き代わっていけばいくほど、自動的に課税ベースが消えていくということになりますので、そもそも車体課税に関する課税ベースはどうあるべきかということ、もう一回、考え直さなければいけないと思いますし、また、一点目の温暖化対策との関連でも自動車は排出源として非常に重要なものですので、欧州の自動車、車体課税改革ではCO2排出量を課税ベースに入れ込むというような改革が行われてきています。

さらに、シェアリングエコノミーとかデジタル化が進展していく中で、やはり保有台数そのものは減るのではないかと。そうすると、税収も減るということから、平成31年の税制改正大綱に所有から利用へというスローガンが出てきたのは私も注目すべきだということに思いますし、もっとも、利用はGPSを使った走行課税のような形にすべきなのか、これは一方で、情報のプライバシーの問題がございますので、それとの関係や、そもそもガソリン税等をかけていまして、これが事実上の走行課税ではないかという論点もあり得ると思いますので、こういった技術的な点も含めて検討していくべきではないか、新しい車体課税のあり方を検討していくべきではないかと思えます。

以上です。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、赤井特別委員、お願いします。

○赤井特別委員

ありがとうございます。

これまでの議論と少し重なるところがあるかと思いますが、私の感じているところで、時代の流れを感じるのがやはりシェアリングエコノミーということで、車の議論も出ましたが、もう資産全体がみんな保有するというもの、さらにシェアリングということなので、保有しているかどうか余り実感もなく、そういう時代が来ているというのが一つと、あとは格差という点からも資産、どのように考えるべきなのかということで、この海外調査においても資産課税、移転の時期についての課税のあり方を議論しましたが、そういう意味で資産課税のあり方というのは一つ重要なのかなという気がします。

資産課税の中でも、今、議論していましたように、車というのをどのように資産と捉えて、これは動くものですが、そういうものを課税していくのかという視点。それと、車と関連しては、これも議論に出ましたが、環境問題はもうコミットしている部分があるわけですから、それに対して今の税制、どうあるべきなのか。もうイノベーションを起こさないとコミットしているのも達成できないということですから、もう少し抜本的に税のあり方、新しい税を入れるのか、今の税制、どう変えるのかということも議論。他の省庁も関係することなので、ここだけでは議論できないかもしれませんが、省庁と密接に調整とか議論しながら考えていくべきなのかなと思いました。

以上です。

○中里会長

ありがとうございます。

田近委員、どうぞ。

○田近委員

一点なのですが、諮問がありますね。税制についてはグローバル化、少子高齢化の進展等の経済社会構造の変化に対応して云々。この想定される論点なのですが、グローバル化というのは、どうやってそれ自身を中期答申で概念化するのかというのがあります。だから、短絡的に言えば、デジタルプラットフォーマーが出てきて国際課税をどうするかというのは分かりやすいですが、アマゾンの火災も含めても、まさに環境問題もグローバル化している。それから、日本では大きな問題に表面化していないですが、移民の問題もある。だから、中期答申のときにグローバル化、少子化の進展ということが課題とすると、そのグローバル化をどうやって受けとめたのかという概念的なものが必要なのかなと思います。

車体課税についても出ていますが、ただ、そういう意味で環境の問題とか、赤井特別委員が言ったシェアリングエコノミー的なことを考えれば、むしろ、車体課税を追いかけ回してもしようがないわけで、新しい課税ベースを求めた方がいいのではないか。そういうわけで一番言いたかったのは、だから、諮問に答えるときに我々がグローバル化という問題をどうやって取り出したかという、その議論は必要かなと思いました。

○中里会長

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

増井委員、どうぞお願いします。

○増井委員

参考2を拝見しますと、これまでの主な報告書等とあって、随分いろいろなことについて議論させていただきました。第4次産業革命という言葉がダボス会議で唱えられたのが2016年です。それより前からこの6年間、税制調査会ではかなり先を見据え

た議論をしてきた気がします。

その関係で、納税環境の整備、特に納税者の利便性の向上について、集中的に議論しました。これだけ世の中が変わり、国家の役割、国家のあり方そのものが見直されてきています。納税環境整備について、一つ柱にしていただければありがたく存じます。

○中里会長

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

大田委員、どうぞ。

○大田委員

ありがとうございます。

多様化がキーワードなのですが、一方で、税の所得再分配機能が落ちてきています。多様化が進む中で、どういう形で所得再分配をすればいいのかというのは難しい課題で、諸外国も苦勞しているところだと思います。先ほど佐藤委員から税額控除という話が出ましたが、社会保障も一体化した給付つき税額控除ですとか、幾つかこれまで発言も出ていますので、諸外国の例も見ながら、所得再分配のあり方が一つの重要な鍵だと思います。

以上です。

○中里会長

ありがとうございます。

大竹特別委員、お願いします。

○大竹特別委員

私も今、大田委員がおっしゃったとおり、所得再分配、格差の問題にどう対応するかということで税額控除あるいは給付つき税額控除、勤労所得税額控除というような制度について、きちんと言及をしていくというのは大事かなと思います。

また、本日議論になっていたようなEETということを目指すということも大事で、これも所得格差を縮小ということにもつながっていくというわけですから、そういった観点から、EETの導入を進めていくということも大事であると思います。

そして、二点目は、今日も議論になりましたが、働き方に中立的な税制ということについて、きちっと整理をする。そして、先ほど増井委員からもありましたが、納税環境の整備というのは、税制は大体悪いイメージが多いのですが、利便性を高めるという意味では明るいイメージになっていきますから、そういった点に配慮したような報告書というのが一つの案かと思いました。

以上です。

○中里会長

確かにそうですね。ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

諸富特別委員、どうぞ。

○諸富特別委員

各委員の先生方から所得税と格差の問題について言及がされていますが、やはりそういうことと言うと、先生方が挙げられた論点のほかに金融所得課税をどうするかという論点があると思います。日本の場合には、やはり既にいろいろな推計によって金融所得課税が分離課税で税率が非常に低いために本則には戻ったわけですが、そのために累進がある一定の所得金額を超えると、むしろ平均実効税率が累退的になってしまうというような問題を抱えているという点は広く知られるようになってきましたし、この問題について、きちっと言及がなされるべきではないかと考えています。

以上でございます。

○中里会長

それでは、田中特別委員、お願いします。

○田中特別委員

大きく私、中小企業のことから感じていることは、このテーブルでなかなか中小企業と大企業の違いというのが確実に認識されていないのかな。それから、大企業と中小企業も同じルールの下で同じ公平性だというような議論になっていたり、それぞれの持っている中小企業に対するイメージが大分違ったりとずっと感じていました。これについて、もっときちんと説明をしたり政策に落として御相談したりすることが必要だというように思うのですが、この6年間ではそれができなかったことがすごく残念というように思っています。

働き方改革についても、働き方の議論だと雇用を前提とした議論しかないのですが、実際に働いている人のほとんどは中小企業だったり自営業だったりする人が多くて、これについてほとんど言及されていないことがあります。それも同じ企業として効率性が悪いとか、赤字が多いとかという議論の中に紛れてしまっているなど。もう少し職業別、分野別、地域別、それから、規模別に分析をして的確な産業政策が必要なのかなと思います。格差是正とか地方の格差に対しても、やはり中小企業がどう働きを持つ、活性化をするかというのは大事なテーマであると思いますが、そこまでにはなかなか到達していないということを感じています。

それから、中小企業のイメージがすごく悪いということが刷り込まれている。効率性が悪いとか、赤字が多いとかといったようなことが前提に言われていますが、必ずしもそうではないことがたくさんあります。それから、中小企業の特長で、そういうデータになっているということも多いと思いますので、この辺はもう一度、きちんと慎重にやるべきだと思います。

もう一つは、これは私が言わなければならないことなのですみません、言わせていただいで、デジタル経済という言葉がいろいろ出てくるのですが、デジタル化という

ことも出てくるのですが、多分、二つのことがあるのだと思うのです。ウェブ上だとかインターネット上で取引が進んでいる、進められている、そういうことを意味しているデジタル経済と、ITを使ってもう少し便利にしようねという話と二つの議論がここにあったと思います。

それはいつも出てくると、必ずデジタル経済の下とか、デジタル経済で便利になるようにというお話があると思うのですが、二つはどうやって今までにない取引を捉えるのかという話と、様々なデジタル技術を使って便利にどうやって納税処理などをしていこうという二つの話を別々に分けて話をしていただいた方が分かりやすいかと思います。

以上、二点です。

○中里会長

ありがとうございます。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員

今、お話がありましたデジタル化は、たしか6年前に諮問されたときはそこまでの議論ではなかった気がするのですが、この6年間で大きく動いたのはデジタル化のところだと思います。これは何らかの言及があってよくて、もちろん、その重要なポイントは、まさに先ほど増井委員からも御指摘のあったとおり、納税環境の整備のところだと思うのですが、先ほど田中特別委員の指摘のあったデジタル化は業務のデジタル化と取引のデジタル化があって、恐らく特に納税環境整備との関係でいけば業務のデジタル化のところに関わると思うのですが、ただ、日本のデジタル化をするたびになぜお金がかかるようになるか。日本のデジタル化のいけないところは、今の業務に合わせてデジタル化するのでカスタマイズにカスタマイズを重ねるという結果になりました。これはうちの大学でも大変だったのです。

むしろ、標準的なプログラム、スタンダードなプログラムに業務を合わせていく。だから、デジタル化を入れるためには業務改革をしなければいけないのです。これは納税環境整備のところは多分その話が出てくると思います。そこの関係で言うと、中小企業課税にもかかわるのですが、余り税制調査会で議論されないような公平とか中立という割には、もう一つの柱である簡素化という議論が出てこないのかなという気がするのです。それはやはり中小企業にとってみても、恐らくフリーランスを含めて多くの人がこれから自分で確定申告をしなければいけないというときに、簡素化という視点がないといけないのだと思います。

これまでは専門家が、ごく一部の人たちだけが専門的に徴税をしていた時代から変わってくると思うので、よって、この簡素化というのとデジタル化は意外と親和性があって、デジタル化すれば何でも複雑にできるかというところではなくて、むしろデジタル化のプロセスの中で、今、申し上げている業務の簡素化やスタンダード化とい

うことをしていくということになると思うので、もう少しそのあたり、今後の税制のあり方として簡素化というのをもう一つ、光を当てて見る。おそらく納税環境との関係で、あるいは中小企業課税との関係で簡素化というところを言及してみるのの一つかなと思いました。

以上です。

○中里会長

ありがとうございます。

翁委員、どうぞ。

○翁委員

少し重複することもございますが、申し上げます。

やはり今回は人生100年時代になってきているという、そういった中で非常に働き方もライフコースも多様化してきている。さらに、これから副業とかそういったことも進んでいくということで、ますます多様化していく中で、どうやって中立的な税制を作っていくかということが重要かなと思っています。

本日お話がありました企業年金や個人年金のところに加えて、以前からあります所得税の控除の問題とかも、まだこれから議論する必要があると思っています。また、長く生きるということを考えていきますと、格差の側面からも相続税とか贈与税とか、こういった資産移転の時期、どういうように考えていくのかといったことも含めて中立性ということを考えていく必要があるかと思っています。

二点目は、やはり私もデジタル化というのが非常に大きく進んだと考えていまして、皆様御指摘のようにシェアリングエコノミーとか、近年では仮想通貨とか、どんどん新しい動きが出てきています。こうした中で、いかに公平で適正な課税をしていくかということは本当に大きな課題になっていると思いますので、そこをしっかりとやっていくということと同時に、利便性、こちらの納税環境がマイナンバーなどを使って利便性を高めていくということと同時に、徴税も効率化していくことができるようになっていくと思いますので、こういったデジタル経済に合わせた形で不断の見直しをしていくということが非常に重要になっていると思っています。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、赤井特別委員、どうぞ。

○赤井特別委員

細かくどの税というわけではないのですが、今の議論を聞いていて、グローバル化、デジタル化、ものすごく重要ということですが、一方で、これまで税制よりも租税特別措置のような特別に税を減免しているとか、そういうような措置がたくさんあって、そのまま長期に続いているようなものもあるというように認識していまして、グローバル化、デジタル化に企業が合わせていくとか産業構造が適応していくということも

重要だと思imasるので、そういう視点から、またもう一度、租税特別措置みたいなものを見直していく。これは税の簡素化の視点からも重要だと思うので、もう一度、そういう視点から見ていくということは重要かと思imasす。

以上です。

○中里会長

ありがとうございます。

秋池特別委員、どうぞ。

○秋池特別委員

総25-5にあることについて二点ございます。一つ目は、経済社会の構造変化のところで人口減少や少子高齢化の進行というのがありまして、社会保障などに結びつく議論がなされるところではあるのですが、人口が減って行って、人口がただ減るだけで起こるわけではないのですが、過疎という問題がとても深刻で、これが起こりますと、今、日本人の暮らしを支えている生活の質が維持できなくなる。具体的には、交通、物流、通信、電気、ガス、水道といったようなもの、広く疎な存在に対して、同じ質で維持していくということは非常に難しくなっていくということもございまして、必ずしも今回、議論してきたことではありませんし、これは税の問題なのか、あるいは予算なり民間なり基礎自治体が努力していくことなのかというのはあるのですが、そういったことも今後起こってくる大きな変化として、入れるか入れないかはともかく、念頭に置く必要があるかと思imasす。

二つ目に税制のあり方の中で、新しい産業が起こりやすい仕組みを作るということが取り上げられています。これはとてもよいテーマだと思imasしています。一方で、新しい産業が新しい企業からだけ生まれるのではなく、既存の企業が持っている研究開発力に頼ってイノベーションが生まれてきているという日本ならではの現実の部分もあります。したがって、今回、グループ経営、連結納税の見直しが議論されたのはとても良いことだったのではないかと思imasのですが、既存の企業がより強くなっていくことも同等に重要なことだと思imasす。

既に法人税の減税ですとか研究開発というところでいろいろな手当てがござimasすので、十分なのかもしれないのですが、もし、またこの先も不断に検討していくということなのではないかと思imasしました。

○中里会長

ありがとうございます。

お願いします。

○吉川（萬）特別委員

この6年間にいろいろな議論を聞かせてもらってきたのですが、女性の働き方改革とか非正規雇用者の増大とか、いわゆる余り所得が多くない人たちをどうしていくのかということで、特に女性の場合、配偶者控除についても制度についてもここで議論

はしたのですが、結局、あのときに額で収入の壁を少し広くして働く人を増やそう、女性のというようなことになったのですが、額を触っても余り変わらなかったというのが現実ではないかと思います。

非正規の方が増えてきていることからすると、やはり家単位での考え方はここら辺で一遍見直して、やはり配偶者控除をとってもそうですし、個人が納税するというような枠組みを少し見直したほうが、女性の働き方と言ってもなかなかそれが進まないのは結局、額で触っただけだったと言ったら語弊があるかも知れませんが、というようなことだったと思うので、やはり個人が喜んで納税し、また、それが使われていることにも関心を持つというようなことになるように、少し税のかけ方というのか、全体にも戦後七十何年たちまして、先ほども言われましたように、もう老後が長くなった時代でもありますし、いろいろな意味で女性の働き方ももちろん大幅に変わってきているわけですから、もう一度、何か大きな目で見直しというのをしてもらいたいと思います。

○中里会長

ありがとうございます。

大竹特別委員、お願いします。

○大竹特別委員

一点だけ追加したいと思います。EBPMというキーワードを入れて、税制改正あるいは今までの税制の効果検証をきちっとやっていくという視点をどこかに入れていただければと思います。

以上です。

○中里会長

EBPMは何か、ご説明いただけますか。

○大竹特別委員

Evidence Based Policy Makingということで、事実に基づいた政策形成です。

○中里会長

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員

EBPMは実際やらなければいけないこと。先ほど赤井特別委員が指摘された租税特別措置など、あれは本当に効果があるのかというのはEBPMをやらないと分からない。あれは租税特別措置ですから、効果があつてこそその租税特別措置ですから。

今日はまだ時間があるようなので細かい話になるのですが、やはり私たち、平成の間でまだ取り残されてやり残した課題として、先ほど諸富特別委員から金融所得課税の話が出ましたが、強化する前に一体化をもう少し進めるべきことがあつて、ずっと

相変わらず利子所得とかについては利子ゼロだから関係ないだろうと言うかもしれませんが、これがいつまで続くか分からないし、利子所得については今でも分かれているわけですね。

本来の金融所得課税の一体化というときには、利子配当、キャピタルゲイン、全てを込み込みで一体化だったわけです。それができれば損益通算、可能になるので、実は税率を上げる余地も出てくるのです。得したときには税金を取るけれども、損したときには利子所得の方から減税してあげるといふ道が開けるので。なので、金融課税の強化というのは、私は必ずしも反対はしませんが、やるなら一体化というところと抱き合わせなければいけないという気がします。

あと細かいことで地方税のところを余りなかなか議論できていなかったと思うので、特に例えば地方法人課税のあり方は今のままでいいのか。外形標準課税も平成に入って導入されましたが、宙ぶらりんなのです。さて、これはどうしますか。今のまま中小企業に適用してしまったら大変なことになってしまいますので、別に考えた方がいいと思います。

あと分割基準について、やはり複数の事業所、この間の連結納税にかかわる話でもあるのですが、複数の地域で事業所を持っている場合、今は従業員と事業所の数で分割しているのです。つまり、物流で分割しているということになります。これは実際、経済活動の実態は多分表していないと思うのです。なので、もしこの分割基準をどうするかも本来は地方法人課税のあり方の中で考えていかなければいけないこと。

そんな細かいことは今回やらなくてもいいのかもしれませんが、ただ、より重要なのは個人住民税の前年所得課税でして、これはこれから大変なことになると思います。なぜかという、多分外国人の方々に対する課税を考えたときに、今年は日本で働いているけれども、次の年にいませんでしたという人の場合は前年所得課税になるので、いなくなった後の課税なので、当たり前ながら取れないのです。一応取れるルールはあるらしいですが実効性がないということなので、やはり前年所得課税という旧態依然とした仕組みをそろそろ現年所得課税にしませんか。はっきり言って、技術的には可能です。

なので、この辺も含めて、これは納税環境整備にかかわるのです。別に地方自治にかかわる問題というよりは納税者の利便性と公平性にかかわる話なのです。なので、このあたりも本来は考えていくべきことかなと思いました。余り議論できなかったので、一応言及ぐらいしていただければいいかと思います。

以上です。

○中里会長

ありがとうございます。

神津特別委員、お願いします。

○神津（信）特別委員

公的年金等控除のあり方について提言をさせていただきます。

最初のレポートの海外報告等にもあったように、我が国の年金制度は拠出時も受給時もほぼ非課税という枠組みです。我が国も受給時については一定程度課税すべきであり、公的年金等控除額の引下げを検討する必要があるのではないのでしょうか。

これと同時に、やはり年金だけで暮らしているお年寄り基礎年金部分をもう少し厚くすること等が考えられます。これからみんなが高齢者になっても働ける時代になっていきますが、働けない方への配慮をしつつ、公的年金等控除額の圧縮と基礎控除額の増額等を提案させていただきたいと思います。

○中里会長

ありがとうございます。

まだ御発言なさっていない方もいらっしゃると思いますが、いかがでしょうか。どうですか。時間はたっぷりありますが、よろしいですか。

では、神野会長代理、どうぞ。

○神野会長代理

すみません、どうもありがとうございます。熱心に生産的に御議論いただいて、ほぼ抜け落ちている論点等々も入れていただいたのではないかと考えています。

私たち、様々な観点から議論をしてきて、社会経済の変化についてはこれまで論点整理など。ただ、これは主として社会と経済と分けにくいわけですが、社会に焦点を当ててきたかなと思うのですが、最近、やはり経済の構造的な大きな変化、政策課題でもSDGsとか、先ほど第4次産業革命という言葉が出ましたが、日本だとSociety5.0というのでしょうか。そういうこれまでのここも言葉で使えばデジタル化みたいなものが急速に対応してきて、その上で、税の体系、どう組み合わせる議論をしていくのか、論点として指摘するのかという、いろいろ御指摘が出ましたが、一つは、やはりグローバル化ということのうち、これまで私どもがここで議論してきたわけではないのだけれども、論点として浮かび上がってきているというのは環境関連税制ではないかと思っています。

私の考え方から言うと、税制は体系付けるときに直接税と間接税というのを体系付けなくてはならないのですが、もう一つ重要なのは従量課税、量に関する課税と価格に対する課税。もうどんどん消費税などが動いてくると価格に対する課税は議論されるのですが、量に対する課税はそれなりに意義と位置付けがあって、これはここであれば経済の変化のグローバル化、デジタル化に関わってくるのではないかと。

挙げられている租税のうち、環境関連税制、これは当然ですが環境に関わる、好ましくないものに税金をかけるということですので、従量税。これは政策課題から言っても、この6月に閣議決定で脱炭素社会。つまり、パリ協定に基づく成長戦略というのが決定していますので、この点の議論は繰り返し何人もの方々が御指摘になられているように、論点としてアジェンダとして掲げておく必要があるかと思っています。

もう一つは、デジタル化に関わって言えば、車体課税というか自動車関係税制も量でかける税なので、これも大きく自動車の性格というか取り巻く環境条件がデジタル化で変わってきていますので、既に今年度というか平成31年度の与党の税制大綱の方でもうたわれていますので、国税、地方税とも安定的な税収を確保すると同時に、どういようにそれに対応していくのかということの課題について掲げることが重要ではないかと思えます。

グローバル化、デジタル化という政策対応と同時に、税の方から言えば、従量課税をとると忘れがちなのですが、位置付けていくということが一つあるのではないかと思えますので、今までのここの委員の皆様方から出ている議論ですが、そこは抜け落ちている論点としてと言いましょいか、我々がそういう意味では時間をかけてこなかったのだけれども、残された論点としてあるかなというようには思いましたので、今日いただいた御議論を集約していくような形でまとめられればと思っています。

私の方から感謝申し上げます。

○中里会長

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございました。

本日は、答申の取りまとめに向けて、委員の皆様の御協力により、活発かつ精力的な議論を行うことができたと考えています。

そこで、次回の総会では、これまでの議論や本日、先ほど様々いただきました御議論を踏まえ、具体的な答申の案をお示しした上で、皆様から更に御意見を伺うこととしたいと思います。その際、これは慣例に倣い、非公開の起草会合として開催したいと思います。そのような進め方でよろしいですか。

(首肯する委員あり)

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、次回の総会は起草会合として開催します。

今月中の答申の取りまとめに向けて、引き続き委員の皆様の御協力を賜りたいと思いますので、ぜひどうかよろしくお願いします。

それでは、このあたりで本日の議事は終了したいと思います。

会議の内容につきましては、この後、記者会見で御紹介したいと思います。

次回の総会につきましては、また改めて事務局から御案内があります。

本日は大変お忙しい中、お集まりくださいます、ありがとうございました。

[閉会]